

安佐北区まちづくりアクションプラン（案）に対するその他意見

該当箇所 (頁数は案)	意見要旨	説明等
計画全体	このアクションプランは、スタート時のもので、実行性のあるものに見直しながら取り組むということだが、どのような手順で管理していくのか。	アクションプランP9「推進に当たって」の記載にあるとおり、令和3年度以降、プランの進行管理など安佐北区役所がその管理を行うこととしています。
P15	『虹山県住グラウンドゴルフ』の取り組みについて、地域的すぎるので削除してもよいのではないかと。	当該アクションプランは「まるごと元気地域コミュニティ活性化補助金」を活用した取組事例です。本市の様々な補助金活用事例を掲載することにより、ほかの地区や単位町内会レベルで類似の新たな取り組みが発生し、自発的な地域コミュニティの活性化が期待できることから掲載をしております。
P23	白木地区の関川は、水害による被害が大きい河川である。関川水系には「水位観測所（水位計）」がなく、住民が初期避難できるような対策が必要であり、新たに取り組むとして追加したい。	提案案件については、アクションプランP23区全体の取り組みの中の『防災ライブカメラの活用』の一環として今後検討していきます。